

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

(3 月 17 日)
(第 8 号)

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

第8号

○令和5年3月17日（金曜日）

議事日程（第8号）

令和5年3月17日（金）午前10時開議

- 第1 議案第4号から議案第72号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第1号から意見書案第4号まで
〔採決〕
- 第4 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 議提議案第2号
〔提案説明、採決〕
- 第6 特別委員会廃止の件
- 第7 議提議案第3号
〔採決〕
- 第8 議案第73号から議案第75号まで
〔提案説明、採決〕
- 第9 閉会中の継続調査の件
- 第10 長期在職議員特別表彰の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号から議案第72号まで

日程第2	請願の件
日程第3	意見書案第1号から意見書案第4号まで
日程第4	特別委員会の調査事項に関する報告の件
日程第5	議提議案第2号
日程第6	特別委員会廃止の件
日程第7	議提議案第3号
日程第8	議案第73号から議案第75号まで
日程第9	閉会中の継続調査の件
日程第10	長期在職議員特別表彰の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 崎	博
8	番	中瀬古	初 美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下 野	幸 助
11	番	田 中	智 也
12	番	藤 根	正 典
13	番	小 島	智 子
14	番	野 村	保 夫
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治

17	番	野	口	正
18	番	倉	本	崇弘
19	番	山	内	道明
20	番	山	本	里香
21	番	稻	森	稔尚
23	番	森	野	真治
24	番	津	村	衛
25	番	杉	本	熊野
26	番	藤	田	宜三
27	番	稻	垣	昭義
28	番	石	田	成生
29	番	村	林	聡人
30	番	小	林	正富
31	番	服	部	孝男
32	番	谷	川	孝栄
33	番	東		豊
34	番	長	田	隆尚
35	番	奥	野	英介
36	番	今	井	智広
37	番	日	沖	正信
38	番	舟	橋	裕幸
39	番	三	谷	哲央
40	番	中	村	進一
41	番	津	田	健児
42	番	中	嶋	年規
43	番	青	木	謙順
44	番	中	森	博文
45	番	前	野	和美

46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人
欠席議員	1名		
22	番	濱 井	初 男

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也

農林水産部長	更屋 英洋
県土整備部長	若尾 将徳
最高デジタル責任者	田中 淳一
デジタル社会推進局長	三宅 恒之
医療保健部理事	小倉 康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川 晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田 二一
雇用経済部観光局長	増田 行信
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	山口 武美
病院事業庁長	長崎 敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇 優子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	富 永 健

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第4号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第2号及び議提議案第3号並びに議案第73号から議案第75号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
50	三重県新エネルギービジョンの改定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月7日

三重県議会議長 前野 和美 様

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
40	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月8日

三重県議会議長 前野 和美 様

環境生活農林水産常任委員長 中瀬 信之

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
30	三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案
38	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
49	第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2023-2026)の策定について
69	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月9日

三重県議会議長 前野 和美 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇弘

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2 1	三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案
3 1	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
3 7	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
4 5	損害賠償の額の決定及び和解について
4 6	損害賠償の額の決定及び和解について
4 8	和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月7日

三重県議会議長 前野 和美 様

防災県土整備企業常任委員長 下野 幸助

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 2	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
3 5	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案
4 7	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月10日

三重県議会議長 前野 和美 様

教育警察常任委員長 平畑 武

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 3	三重県部制条例の一部を改正する条例案
2 5	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
4 1	包括外部監査契約について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月10日

三重県議会議長 前野 和美 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 石垣 智矢

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
4	令和5年度三重県一般会計予算
5	令和5年度三重県債管理特別会計予算
6	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
7	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
8	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
9	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
10	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
11	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
12	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
13	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
14	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
15	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計予算
16	令和5年度三重県水道事業会計予算
17	令和5年度三重県工業用水道事業会計予算
18	令和5年度三重県病院事業会計予算
19	令和5年度三重県流域下水道事業会計予算
20	三重県退職手当基金条例案

26	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
27	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
28	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
29	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
39	三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案
42	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
43	国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
44	土木関係建設事業に対する市町の負担について
51	令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）
52	令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
53	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
54	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
55	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
56	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
57	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
58	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
59	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
60	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

6 1	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
6 2	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
6 3	令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
6 4	令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
6 5	令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
6 6	令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
6 7	令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
6 8	三重県公共施設等総合管理推進基金条例案
7 0	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例案
7 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年3月15日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請58	政府の軍事拡大政策への反対を求め ることについて	津市乙部14-18 三重県平和委員会 田中 茂実	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請59	「より良い保育」のために制度改 善・支援を国に求めることにつ いて	津市寿町7-50 みえ平和と労働会館内 三重県労働組合総連合 (みえ労連) 議長 新家 忠文 四日市市西日野町八幡 1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	採択
請60	新型コロナウイルス感染症から国 民の命を守る対策の強化を求め ることについて	津市柳山津興 1535-23 三重県社会保障推進協 議会 会長 林 友信	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

防災県土整備企業常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請61	オスプレイの明野駐屯地飛来の差 し止めと常駐使用をさせないこ とを求めることについて	津市乙部14-18 三重県平和委員会 田中 茂実	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請62	学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求めることについて	四日市市東阿倉川808-3 全国有志子どもを思う会 三重支部代表 片山 愛里	川 口 円 中瀬古 初美子 小 島 智昭 稲 垣 義	採択
請63	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関することについて	四日市市東阿倉川808-3 全国有志子どもを思う会 三重支部代表 片山 愛里	川 口 円 中瀬古 初美子 小 島 智昭 稲 垣 義	採択

(継 続 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請53	旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについて	津市寿町7-50 平和・民主・革新の日本をめざす三重の会 (略称・三重県革新懇) 代表世話人 大野 章	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

意見書案第1号

保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月9日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

倉 本 崇 弘

保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案

近年、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加等によって、保育の需要は高

まっております、子どもの健やかな成長を支えるための質の高い保育サービスの提供が求められている。

一昨年、昨年と送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事故が立て続けに発生したほか、慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の課題が顕在化するなど、保育現場における子どもの命と安全を守る対策は急務となっている。

現行の保育士配置基準では、子どもに対する保育士が少なく、子どもへの柔軟な対応及び安全な保育の確保に際して、保育現場は大変苦慮している状況であると言わざるを得ない。

加えて、保育士はその賃金の低さも相まって、離職率が高く、保育人材の確保及び定着は保育現場の喫緊の課題である。

よって、本県議会は、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、国において保育士配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の公民給与格差の是正も含め、保育士の賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ることを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

意見書案第2号

地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする
法改正を求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月10日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
稲 垣 昭 義

地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする
法改正を求める意見書案

本県議会では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等の観点から、令和2年度に三重県議会委員会条例の改正等を行い、オンラインによる委員会等への委員等の出席を可能とした。さらに、臨機に正確な議事運営ができるよう、必要なノウハウの蓄積に向けて、令和4年度にはオンラインによる代表者会議等の試行及び模擬委員会の実施をすることで、全議員がオンラインによる出席を体験し、課題を整理して的確に運用できる環境が整いつつある。

現行法上、オンラインによる本会議への出席は認められていないが、緊急時における地方議会の機能の維持、さらには、現に議場に来ることが困難な者の地方議会への参画の観点を踏まえると、オンラインによる本会議への出席を認める必要性があるといえる。

また、令和4年12月には、第33次地方制度調査会において、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」の中で、オンラインによる本会議の出席について、「国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである」と求めているところである。あわせて、どのような場合に、オンラインによる出席を可能とするのかも課題として提起されている。

これらの議論等を踏まえ、総務省は、今年2月に「(本会議に)出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない」との見解を示したところである。いわゆる一般質問等をオンラインによって行うことが可能になったことは一歩前進であるが、あくまで欠席の取扱いのままであり、オンラインにより議案の表決等においても参加できるようにするためには、オンラインによる本会議への出席を認める必要がある。

このため、緊急時における地方議会の機能の維持、さらには、現に議場に来ることが困難な者の地方議会への参画の観点から、オンラインによる本会議への出席を可能とするとともに、出席要件等については、それぞれの地方議会の実情に合わせた判断を可能とする制度が必要である。

よって、本県議会は、その制度の実現に向けて、国において、早急に検討を進め、地方自治法の改正を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣

意見書案第3号

おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に位置付けることを求める意見書案
上記提出する。

令和5年3月10日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
稲 垣 昭 義

おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に位置付けることを求める意見書案

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、軽い疾患と思われがちであるが、実際には髄膜炎、脳炎・脳症等の神経の合併症を伴うリスク、その合併症により聴覚障がい（難聴）等の後遺症を残すリスク、さらには、死に至るリスクもある重い疾患である。

この疾患を予防するおたふくかぜワクチンは、その効果と安全性が十分に確認されており、日本小児科学会でも接種が推奨されている。また、このワクチ

ンの1回接種を実施している国では、おたふくかぜの発症者数は88%減少し、2回接種を実施している国では、99%減少しているというデータも存在する。

このため、おたふくかぜワクチンの接種率が向上することにより、おたふくかぜの流行の防止、脳炎・脳症、聴覚障がい等の重篤な合併症及び後遺症の発症者の減少並びに家庭内感染による乳幼児以外へのり患の防止といった効果や、これらの結果として、医療費の削減につながることも期待される。

しかし、現在、乳幼児へのおたふくかぜワクチンの接種は予防接種法上の定期の予防接種とされていないことから、その接種費用は自費となっている。そのため、このワクチンの接種の必要性を認識できておらず、また、接種させたくても経済的理由により乳幼児に接種させることができない保護者も多くいると思われる。このため、このワクチンに係る接種の助奨及びその接種費用の公費負担が可能となるよう、このワクチンの接種を同法上の定期の予防接種に位置付ける必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に位置付けるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第4号

軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設を求める意見
書案

上記提出する。

令和5年3月10日

提 出 者

川 口	円
石 垣	智 矢
山 崎	博
中瀬古	初 美
小 島	智 子
野 村	保 夫
野 口	正
倉 本	崇 弘
山 内	道 明
山 本	里 香
稲 森	稔 尚
稲 垣	昭 義

軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設を求める意見 書案

軽・中等度難聴は、高度難聴と異なり身体障害者手帳の交付対象とはなっていないが、集団の中での聞き取りは困難であることから、当事者にとって極めて重要な問題である。特に18歳未満の聴覚障がい者は、言語・語彙の取得、コミュニケーション等の学習及び発達にも大きな影響が生じやすい。また、片側難聴に関しても、左右の方向感の低下、騒音下での聞き取りの低下等のおそれがあり、補聴器を使用することにより社会生活を快適にすることの重要性も指摘されている。

しかし、18歳未満の軽・中等度難聴児の補聴器使用は容易ではない。その理由として、保護者が補聴器購入の必要性を認識していないこと、補聴器が非常に高額であり、経済的に購入が難しい世帯があること等が考えられる。

一方で、現在、国においては、身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴に

対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補聴器購入の助成が行われているが、軽・中等度難聴に対しては、助成対象となっていない。また、本県も含め、軽・中等度難聴児への補聴器購入の助成を独自に行う地方公共団体もあるが、国として統一された制度ではないため、助成対象の範囲や助成額等に地域差が生じている。

軽・中等度難聴児におけるコミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能を維持するとともに、軽・中等度難聴児が言語・語彙の取得等を行うこと及び社会生活をより快適にすることにつながるためには、国の制度として支援策を充実させる必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度を新たに創設するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

提出議案件名

議案第73号 教育長の選任につき同意を得るについて

議案第74号 監査委員の選任につき同意を得るについて

議案第75号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 花とみどりの三重づくり条例案

議提議案第3号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第2号

花とみどりの三重づくり条例案

右提出する。

令和5年2月28日

提出者

花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長 小林 正 人

花とみどりの三重づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本理念（第三条—第五条）

第三章 県の責務等（第六条—第八条）

第四章 基本的施策（第九条—第十八条）

第五章 基本計画（第十九条）

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議（第二十条・第二十一条）

第七章 施策の推進（第二十二条—第二十四条）

附則

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また、創出されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、社会福祉施設等での花とみどりの活用、訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。

また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地

域社会の絆^{きずな}の形成、維持及び強化に資することも期待される。

しかし、現在の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定^{せんてん}され、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進することが求められる。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物をいう。

第二章 基本理念

(多様な主体の連携協力)

第三条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努め

なければならない。

(県民及び事業者の意識の高揚等)

第四条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

(花とみどりの効用等の有効活用)

第五条 花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第三章 県の責務等

(県の責務)

第六条 県は、前章の基本理念（以下この章において単に「基本理念」という。）にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県民及び事業者との協働に努めるものとする。

3 県は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する花とみどりを活用するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第七条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

第四章 基本的施策

(県有施設等における花とみどりの活用)

第九条 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設（以下この条において「施設」という。）において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

2 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(街路樹等の機能の発揮)

第十条 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)

第十一条 県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの文化の振興)

第十二条 県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの教育等の推進)

第十三条 県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの名所づくりの推進)

第十四条 県は、名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり（次項において「花とみどりの名所づくり」という。）に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（人材育成等）

第十五条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

（情報収集等）

第十六条 県は、花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進等を行うよう努めるものとする。

（県民及び事業者の理解の増進等）

第十七条 県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第十八条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第五章 基本計画

第十九条 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下この条及び次条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標

三 前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの

四 前三号に掲げるもののほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

3 前項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ花とみどりの三重づくり推進会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

8 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

一 基本計画に関する事項

二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十一条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十

分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 施策の推進

(体制の整備等)

第二十二條 県は、第六条及び第八条の責務等を果たすため、必要な体制を整備するとともに、花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

(三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日)

第二十三條 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日を設ける。

- 2 三重県花とみどりの日は県民の日条例（昭和五十一年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は十一月十一日とする。
- 3 県は、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四條 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の第六章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

提案理由

多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和5年3月16日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>総務地域連携交通常任委員会</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>地域連携・交通部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ハ <u>出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>議会事務局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ホ <u>監査委員の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ヘ <u>人事委員会の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ト～リ (略)</p> <p>二 <u>政策企画雇用経済観光常任委員会</u></p> <p>イ <u>政策企画部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>観光部の所管及びこれに関連すること。</u></p>	<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>総務地域連携デジタル社会推進常任委員会</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>地域連携部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ハ <u>デジタル社会推進局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>二 <u>戦略企画雇用経済常任委員会</u></p> <p>イ <u>戦略企画部の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>議会事務局の所管及びこれに関連すること。</u></p> <p>ホ <u>監査委員の所管及びこれに関連すること(予算決算</u></p>

<u>三</u> (略) 三～七 (略) 2・3 (略)	<u>ト</u> (略) 三～七 (略) 2・3 (略)
------------------------------------	------------------------------------

常任委員会の所管に属するものを除く。)

へ 人事委員会の所管及びこれに関連すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定により同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会	総務地域連携交通常任委員会
戦略企画雇用経済常任委員会	政策企画雇用経済観光常任委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第1、議案第4号から議案第72号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生戦略企画雇用経済常任委員長。

〔石田成生戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第50号三重県新エネルギービジョンの改定についてにつきましては、去る3月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 中瀬信之環境生活農林水産常任委員長。

〔中瀬信之環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（中瀬信之） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第24号三重県の事務処理の特則に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る3月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（倉本崇弘） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会で、常任委員会に審査を付託されました議案第30号三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決す

べきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行についてであります。

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけると政府から方針が示されました。患者の医療費が急激な増加とならないよう、一定の公的支援を当面継続するとともに、幅広い医療機関で患者が受診できる体制へと段階的に移行することとしており、県民の命と健康を守りながら、経済や社会の活力の回復となることが期待されます。

県当局におかれましては、医療・介護の現場をはじめ、県民が混乱することなく、5類感染症へ円滑な移行ができるよう、現場の声を踏まえ、関係機関と連携し、取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

〔下野幸助防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（下野幸助） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第21号三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案外8件につきましては、去る3月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

去る令和4年10月19日及び12月20日の本会議において要望いたしました、消防団員の確保についてであります。

多くの基礎自治体が喫緊の課題と捉えている消防団員の確保については、市町へ直接出向き、より詳細な実態の把握に努めるとともに、より具体的な対応策を全庁的に検討するよう要望してきました。

これを受け、県当局におかれましては、市町を訪問し、意見交換をする中で、消防団員減少の実態と消防団員確保に対する企業等の協力の必要性を改めて認識されました。さらに、複数の部局で構成する消防団入団促進施策庁内検討会を立ち上げ、対応策を検討しているとの報告がありました。当委員会からの要望に即対応し、課題を抽出して、部局横断的に議論をしていただいていることに、深く感謝申し上げます。

来年度につきましては、企業等に対し、消防団員確保への協力につながる継続的なインセンティブが働く事業の予算要求を行うなど、入団促進につながるより効果的な方策を実行に移していくよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 平畑 武教育警察常任委員長。

〔平畑 武教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（平畑 武） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第22号博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外3件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（石垣智矢） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第23号三重県部制条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第4号令和5年度三重県一般会計予算外45件につきましては、去る3月6日に本委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月7日から10日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行いました。

その後、3月15日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査いたしました結果、議案第5号、議案第6号、議案第8号から議案第15号まで、議案第18号から議案第20号まで、議案第26号から議案第28号まで、議案第39号、議案第42号から議案第44号まで、議案第51号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第72号までの41件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第4号、議案第7号、議案第16号、議案第17号及び議案第29号の5件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和5年度当初予算は、子ども、いのち、観光に重点的な配分がされており、一般会計の当初予算の規模は対前年度比2.2%増の8371億円、令和4年度1月・2月補正予算と合わせると対前年度比0.2%増の8607億円となっています。経常収支適正度は前年度に比べ若干の改善が見られていますが、今後も高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加により、義務的経費は今後も高い水準で推移すると見込まれることなどから、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

県当局におかれては、人口減少対策や観光誘客などの様々な課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けた取組をより一層進められるよう要望します。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月6日の総括質疑においては、人口減少対策、みえ子どもまるごと支援

パッケージ、産業振興、南部地域活性化などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

次に、3月7日から10日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、防災県土整備企業分科会委員長から報告がありましたので申し上げます。

花とみどりの活用の推進に関する予算についてであります。

三重県議会では、令和3年度から2年にわたり、花や木で健やかな三重をつくる条例策定に向け議論を進める中で、街路樹についても良好な景観形成を求めることとなりました。

県当局におかれては、令和5年度の道路施設の管理に係る予算のうち、街路樹の良好な景観形成に向け、最も効率的かつ効果的な手法を早急に検証し、その結果既存予算で不十分な場合は、補正予算を活用する等、花とみどりで優しさあふれる健やかなふさと三重に必要な費用を十分に確保するよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

本会議に知事が提出した69議案のうち63議案に賛成し、議案第4号、第7号、第16号、第17号、第29号及び第35号の6議案に反対するために、ここに反対討論をいたします。

県民の暮らしは大変疲弊しています。かつてない規模の物価高騰に歯止めがかからず、食料品も4月までに1万4000品目を超える値上げが予定され、

加えて、ガソリン代、電気代、ガス代も高騰しています。今こそ暮らしと地域経済を守る抜本的な手だてが求められている中の来年度の一般会計予算の議案第4号です。

時間の制約があるので、反対する主なものを述べます。

予算案の予算規模は8371億円余りで5年連続の増となっており、過去最大です。予算編成のポイントとして幾つか挙げられていますが、第一に重視したこととして、未来を担う子どもたちを守り育てるためと、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うということでした。最重点としています。

少子化対策とも関わって、婚活支援から入り、出産、子育てなどライフステージごとに支援するというのであれば、今回、未就学児の医療費の窓口無料の所得制限の緩和がなされますけれども、それこそ所得制限を撤廃するとか、年齢拡大をするとか、給食費の無償化が県内市町の独自の努力で始まっていて、貧困対策も相まって求められてきている中、全県で取り組めるように県が支援することなどもできなかったのかと思います。

また、子育て家庭には、学校教育関係費の負担軽減を求める声がたくさんある中で、高校新入生の1人1台端末保護者負担を公費で負担することなどもできないのかということも大きく思います。

経済的な心配なく、ちゅうちょせず、安心して生活設計ができる環境があってこそだと思います。もちろん保育所の充足や賃上げが必要なことは言うまでもありません。

第二の県民のいのちを守るということから考えると、新型コロナウイルス感染症を経験して、今、今後の医療や公衆衛生についての備えという観点から考えなければなりません。病床機能分化推進基盤整備事業と名を打つ地域医療構想ですが、バランスという言葉の下に医療機能の縮小化が懸念されます。特に、新型コロナウイルス感染症で重要度が確認された公立・公的病院を地域の拠点として、医療従事者の確保とともに、早急に力を入れなくてはなりません。

また、県民のいのちを守るということについては、国民保護対策費として、来年度は弾道ミサイル攻撃を想定した訓練を行うということです。備えあれば憂いなしということが一般論としてはあるかもしれませんが、この訓練については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく基本指針でも、たとえ弾道ミサイル発射を事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難で、屋内への避難や着弾したときの消火活動というような訓練指示しかありません。もし着弾をすれば、ウクライナのような惨状を招き、被害想定も計り知れないというわけですから、致し方ないという訓練です。着弾想定訓練をすれば、余計に不安をあおり、冷静な政治外交をすっ飛ばして、恐怖ゆえに武力に頼る意識を呼び込むものであるとして、容認はできません。

加えて、教育分野について述べます。

いじめ対策や不登校児童への支援、全国トップクラスの配置率だと言われるスクールサポートスタッフ、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、部活動の外部化が進み、学校現場の過重労働は少しずつ改善の方向というものの、まだまだ厳しいものがあります。

議案第35号の公立学校職員定数を41名減ずるという条例一部改正とも関連しますが、よりきめ細かで豊かな教育実践を願うのであれば、子どもたちにとって教員を増やすことこそ重要です。35人学級が学年進行で進んでいますが、みえ30人学級導入時より矛盾を抱えたままの25人下限条件をなくすことは実現していません。

一般会計予算の最後に、リニア中央新幹線計画についてです。

民間鉄道業者の事業でありながら国家的プロジェクトとされ、県行政、県民が巻き込まれていきます。関係費は1726万円です。コロナ禍で新しいライフスタイルを模索するなどの状況変化、住民不安や問題意識、工事費の膨張、工事の難航など、品川―名古屋間の完成も読めなくなっています。リニア中央新幹線事業の必要性や継続性が問われる事態に直面しています。

課題はあるとおっしゃる知事ですが、不安がないという素振りです。私は、

知事に不安がないということが不安でなりません。これから波及効果を最大にするために考えていくというのですから、さらに不安です。

様々な事業の中には、内容、規模が充実されておるものもありますけれども、問題とする一部を述べました。

次に、議案第7号、国民健康保険事業特別会計予算について述べます。

国民健康保険の都道府県単位化から6年を迎え、国の指導の下、県から市町に対し、一般会計からの繰入れ削減、保険料収納率引上げ、医療費削減をますます一体的に推し進めようと、保険者努力支援制度で目標に達しない市町にペナルティーまで科して推し進めようとしています。子どもの均等割の減額免除などが実施されてきましたが、高過ぎる国民健康保険料が県民の暮らしを脅かしていることは事実です。

国民健康保険運営方針では、来年度が節目の年となります。来年度の国民健康保険料算定の基礎となる1人当たりの納付金は毎年増加し、13万9762円になります。4.31%の増加です。都道府県単位化以降に増加の一途です。県下には、市民には負担増にならないよう、独自で努力している市町もありますけれども、県の在り方として、負担増を押しつける国民健康保険運営方針は改めるべきです。来年度、納付金の負担が増える市町は27市町にもなります。

議案第16号、第17号、水道事業会計予算、工業用水道事業会計予算は、広域化されていることよっての県民負担が生じているとして反対しておきます。

議案第29号については、道路交通法の改正に伴い、三重県警察関係手数料条例を改正するというものです。特定自動運行許可申請手数料及び特定自動運行計画変更許可申請手数料の規定を新設します。

自動運行については、研究されて、これからの時代での活用が期待されていることは十分に理解しています。しかし、これは、自動運行レベル4への公道運転の要件拡大に伴う申請に関わるものです。レベル4は、システムのみで車を安全に停止させるところまで担うこととなります。緊急時にもとい

うことです。

航空機でも自動操縦でのトラブルは間々ありますが、パイロットが対応しています。安全の監視に当たるのは、遠隔操作者とともに特定自動運行主任者を配置しなければなりません、必ず乗車はしませんが、運転免許証の保有も必要とされていません。事故や事件で車が停止したとしても、駆けつけるまでのタイムラグが出てきます。また、道路交通法上の安全義務は運転者が負いますが、責任の所在はどこになるのでしょうか。

当面は、人口減少などが進む地域での遠隔監視の下、特定ルートでの無人バスなどが想定されていますが、政府は2025年度をめどに、全国40か所に拡大する目標を挙げています。

とにかくイノベーションだ、技術競争だと言って、安全が置き去りにされているのではと危惧し、反対いたします。

以上、6議案の反対理由を述べて反対討論といたしました。賛同をお願いいたします。

○議長（前野和美） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

議案第4号令和5年度三重県一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

これまでの政策で成果が上がらないことをリセットするような人口減少対策元年という言葉遊びと、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうようにと、一見もってもらしい掛け声の下でのみえ子どもまるごと支援パッケージは、その先進性もなく、中身も乏しく、その理念は、県を含めた行政が、これまで若者が将来に希望を持って生きていくことを支えてこなかった政策の失敗を何ら総括しないまま、その責任を若者に押しつけるかのようです。

いわゆる官製婚活については、2013年、国の地域少子化対策強化交付金の中に予算化されて、既に10年が経過しています。全国各地で官製婚活に取り

組まれてきたものの、それが、行政が期待する少子化対策や合計特殊出生率向上に成果を上げたとの評価もないまま、三重県は地域や企業で取り組む結婚応援サポーターの養成・認定、マッチングアプリ事業者と連携したセミナーの開催など、より踏み込んだ官製婚活に大きく周回遅れで飛びつき、これを少子化対策の目玉と称しています。

結婚しない人、結婚しても子どもを持たない人、そもそも子どもを持つことができない人、性的マイノリティー、結婚や子どもを持ちたい希望があったとしても地域や職場でプライベートに踏み込まれたくない人、ハラスメントとを感じる人、さらには死産や流産の悲しみから癒やされることのない人、様々な人がそれぞれの幸せの物差しを持って、この三重県で働き、暮らしています。行政が結婚、妊娠・出産という個人の性と生殖の自己決定にまで関わることに踏み込むこと、既に民間サービスとして展開しているものをわざわざ行政が税金を使って介入する必要性や公共性はどこにあるのでしょうか。

恐らく何も考えずに、よかれと思って、悪意もなく、無邪気に事業化されたのでしょうか、公務員である以上、その政策がより多くの公益にかなうかどうか、不当な排除はなく、より多くの県民に開かれているかどうか、県が重視していたはずのダイバーシティの考え方の整合性が図れているかどうかという公共性や社会全体のスタンダードをつくるという公共政策が持つ社会的インパクトを様々な視点から検討することが当然求められているはずです。希望する人だけ、人権に配慮するとか軽々しく言うべきではありません。

行政が取り組むべきは、例えば所得階層と婚姻の割合に相関関係が認められる中で、若者の安定した雇用や経済基盤をつくること、多額の奨学金返済を抱え将来が描けない若者を支援すること、安心して子どもを産み育てやすい環境をつくることなど、若者が生きやすい周りの環境を変えていくことこそが公共の使命です。単なるブライダル産業に対する事業者支援にすぎないものを少子化対策、人口減少対策と称することには反対です。

次に、議会費に関して申し上げます。

とりわけ私たちの伊賀市の県議会議員の定数削減を前提とした予算案に

なっています。伊賀市選挙区の議員定数は最新の国勢調査の人口比例に基づかない形で3から2に削減されるということが強行され、不当に伊賀市民の1票の重みが軽んじられてきました。これまでもくまなく地域を歩く中で、伊賀市の切捨てではないか、なぜ伊賀市選挙区選出の議員が伊賀市選挙区の定数削減に賛成したのかなど、数多くの疑問や怒りの声が寄せられてきました。国勢調査の人口に基づき、過疎地域も抱える伊賀市選挙区の議員定数は3とすべきです。

草の根運動いは、これまでも、これからも、県政、県議会において、多様な一人ひとりの生き方を応援し、私たちのふるさと伊賀の存在感を高めていくために全力を尽くしていくことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第5号、議案第6号、議案第8号から議案第15号まで、議案第18号から議案第28号まで、議案第30号から議案第34号まで及び議案第36号から議案第72号までの63件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第7号、議案第16号、議案第17号、議案第29号及び議案第35号の5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（前野和美） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択3件、不採択4件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第53号、第58号、第60号、第61号の4件の請願について、委員会での不採択という決定に対して、採択すべしと反対討論をいたします。

請願第53号旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求

める意見書を求めることについては、旧統一教会及び勝共連合の霊感商法や高額な献金が大きな問題となっている中、2月16日に国会内で開かれた旧統一教会問題に関する野党国対ヒアリングでは、全国霊感商法対策弁護士連絡会の弁護士からの報告によると、旧統一教会の活動が現在も活発で、被害が継続している実態が明らかになっているということでした。旧統一教会は、2009年以降、霊感商法や正体を隠した勧誘などの違法行為をしていないと主張していますが、旧統一教会が2010年以降も正体を隠した違法な勧誘を繰り返しており、婚姻の自由を侵害するとして、過去に裁判で違法性が認められた合同結婚式がこの5月に韓国で予定されているとの報告がなされています。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律は、被害の実態に照らし、極めて不十分であり、実効性を明確にするよう修正されるべきです。信者に信仰を持たせた上で献金させるやり方が中心で、消費生活センターには相談が伝わりにくいという実態の説明もありました。政府は速やかに旧統一教会の解散命令を裁判所に請求すべきです。

委員会審査では、救済法ができたから今出すタイミングではない、各政党が既に関係を断ち切ると言っているという発言があり、不採択となったわけです。しかし、政治家との癒着を究明することがなければ関係を断ち切ることなどできません。旧統一教会関連行事を自治体が後援したり、首長、議員など政治家がメッセージを送るなどして被害者をつくった責任は重大です。

また、元2世信者の方が、昨年9月に開始された政府の電話相談で5日間に1000件を超える相談があったと話しておられます。旧統一教会は昨年7月の事件以前にも何度も改革を主張していた、被害者をこれ以上つくらないでと呼びかけられました。

また、救済法は成立しましたが、先ほども申したように、弁護団の皆さんが指摘しているように、被害者救済にはあまりにも不十分なものであります。高額な寄附を規制できません。2年の見直し期間を待つことなく、旧統一教会問題の議論を正面から続け、全ての被害者の全面救済の方策を具体化していくことをしなければなりません。

日本共産党として、本議会においても、その関係を調査、説明するように議長に申入れをいたしました。が、対応されず、残念でした。政治家との癒着を究明し、関係を完全に断ち切ることを、解散命令を請求すること、被害者や家族が相談できる窓口を国が責任を持って設置し、実態把握及び被害者救済を早急に進めること、教育機関による周知啓発の実施を支援するという請願内容の意見書を出すことを強く求めます。

請願第58号政府の軍事拡大政策への反対を求めることについてと、請願第61号オスプレイの明野駐屯地飛来の差し止めと常駐使用をさせないことを求めることについてですが、政府は、新年度予算案に、戦後の安全保障政策の大転換を掲げ、専守防衛を投げ捨て、安保3文書に基づき、5年間で43兆円という大軍拡を進めるものとしています。日本と世界の平和を脅かすとともに、軍拡財源を確保するために国民に犠牲を強いるというものです。そのあおりを受けて、暮らし関連の予算は削減され、41年ぶりの物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すには程遠いものとなっています。

戦争は準備をすればやってくる、国を守ると言って国民や国土を守らないというのは歴史が語る真実です。そしてまた、ロシアとウクライナが語っています。異国からミサイルが飛んできたり、ICBMが飛んできたり、気球が飛んできたり、そして三重県内にもオスプレイが飛んでくるという事態に今なっています。

加えて、国民保護訓練です。政府ももちろん戦争するためにはなく抑止のためにと言うわけですが、いざとなったらというわけで、その考えが既に外交努力を放棄しています。軍拡することで、脅し脅され、疑心暗鬼になり、そこから戦争の悲劇と、戦争にならなくても国民生活の悲劇は始まります。

敵基地攻撃能力保有を中心とした大軍拡を進める岸田政権が全国の戦場化を想定し、全国約300の自衛隊基地、防衛省施設の約2万3000棟を核攻撃などに備えられるよう強靱化する計画で、三重県内の3か所も対象であることや敵基地攻撃を担う長射程ミサイル保管のための大型弾薬庫約130棟の整備を全国でも狙っていることが分かってきました。IAMDでアメリカと一緒に

になるという戦略も仕組まれています。

基地や弾薬庫が標的になることで、周辺の住民の生命が危険にさらされます。四日市空襲など、三重県でも空襲の被害に遭っています。海軍燃料廠などが第一の標的になりました。子どもの頃、祖母から聞いた四日市空襲の話、女学校の生徒が消防隊で学校に駆けつけ、防空壕で亡くなった話、学校へ御真影を取りにいった亡くなられた話、幾つもあります。戦争だけは絶対にあかんが口癖の祖母でした。そのようなことを再び繰り返してはなりません。県民共通の思いです。

少子化対策、子どもを産みなさい、子育て支援というその口で何を言うのでしょうか。非生産的、破壊的なことこの上ないのが戦争です。そして、未亡人製造機とやゆされる危険なオスプレイが住民の頭の上を飛び回ること恐怖を覚えます。

また、訓練で操縦されている自衛官の方も、いつ故障が起き、重大事故になるかという心配があります。事故が起きてからでは取り返しがつかなくなります。事故が起こる前に危険なオスプレイの明野への飛行をやめさせ、明野駐屯地にオスプレイが常駐することがないように望みます。

請願、採択すべしです。

これらのことが、委員会審査において、質問も意見も討論もなく不採択となったことは残念でなりません。

請願第60号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守る対策の強化を求めることについては、医療職、介護職の方もいらっしゃる団体の皆さんから出されたものです。現場の切実な思いがあると推察されます。

現在では、陽性確認数は少なくなっていますが、今後の展開はまだどうなるのか分かりません。クラスターの発生もあります。感染したとき、きちんと医療が受けられること、医療にスムーズにつなげ、感染拡大させないこと、現場では、感染症としての手だて、かかり増しは実際にあるので、その財政支援、正しい情報も必要です。委員長報告でも言及がありました。

日常生活に戻したいということは大切だと思いますが、医療が受けられな

くて、命を落とすことがないようにしなければなりません。よって、採択すべしと述べます。

4件ともに委員会が不採択を出しましたので、県民の声を国へ届ける県議会の役目として採択すべしと反対討論をいたしました。賛同をお願いいたします。

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第59号「より良い保育」のために制度改善・支援を国に求めることについて、請願第62号学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求めることについて及び請願第63号マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関することについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員長の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員長の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第53号旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第58号政府の軍事拡大政策への反対を求めることについて、請願第60号新型コロナウイルス感染症から国民の命を守る対策の強化を求める

ことについて及び請願第61号オスプレイの明野駐屯地飛来の差し止めと常駐使用をさせないことを求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察常任委員会関係

請願第62号 学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求めることについて

請願第63号 マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関することについて

意見書案審議

○議長（前野和美） 日程第3、意見書案第1号保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案、意見書案第2号地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする法改正を求める意見書案、意見書案第3号おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期的予防接種に位置付けることを求める意見書案及び意見書案第4号軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第4号までは委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第4号までは委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

意見書案第1号から意見書案第4号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

特 別 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第4、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会から調査の経過と結果について報告したい旨の申出がありますので、これを許します。小林正人花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長。

[小林正人花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長登壇]

○花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長（小林正人） 花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、アフターコロナを見通し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例の策定に向け、調査・検討を行うことを目的として、令和3年5月に設置されました。そして、約1年10か月にわたり、26回の委員会を開催してまいりました。

まず、花や木の活用に関する現状を把握するために、花や木の活用に関する県の取組等について県当局から聞き取り調査を行うとともに、参考人招致を行いました。

参考人招致に当たっては、花や木に関する生産から生活環境の美化、まちづくり等における活用について、花卉市場の状況について及び花卉の持つ効用について、有識者の方6名を参考人として招致し、聞き取り調査を実施いたしました。

あわせて、花や木に関する法律や他の自治体の条例についての調査も実施いたしました。

さらに、県内調査として、熊野市における市民の方と協働した花に関する取組などについて調査を実施したほか、県外調査として、富山県における花と緑の推進に関する取組に係る仕組みづくりなどについて調査を実施いたしました。

また、条例案の策定に当たっては、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体から意見聴取を行うほか、県民等の意見を条例案に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会では、このような慎重な検討経過を経て、花とみどりの三重づくり条例案を取りまとめ、令和5年2月28日に議長に提出いたしました。この条例案につきましては、本日、議提議案第2号として御審議いただくことになっているところであります。

県当局におかれましては、この条例案が可決された上は、この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が、多様な主体と連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与するものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨を御理解いただき、何とぞ御賛同いただきますよう、心からお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（前野和美） 以上で特別委員長の報告を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第5、議提議案第2号花とみどりの三重づくり条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。小林正人花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長。

〔小林正人花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長登壇〕

○花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長（小林正人） ただいま議題となりました、花とみどりの三重づくり条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

まず、本条例案の目的について御説明いたします。

本条例案は、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とするものであります。

次に、本条例案の内容について、その概要を御説明いたします。

第1章、総則では、本条例案の目的のほか、本条例案の活用対象である花とみどり及び街路樹等について、その用語の定義を定めています。

第2章、基本理念では、花とみどりの活用の推進に当たっての基本理念として、多様な主体の連携協力、県民及び事業者の意識の高揚等及び花とみどりの効用等の有効活用について定めています。

第3章、県の責務等では、県の責務、県民及び事業者の役割及び県と市町との協働について定めています。

第4章、基本的施策では、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進、花とみどりの文化の振興、花とみどりの教育等の推進、花とみどりの名所づくりの

推進、人材育成等、情報収集等、県民及び事業者の理解の増進等及び顕彰について規定しています。

第5章、基本計画では、花とみどりの活用の推進についての基本計画について規定しています。

第6章、花とみどりの三重づくり推進会議では、花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するための附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議について規定しています。

第7章、施策の推進では、体制の整備等、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日及び財政上の措置について規定しています。

最後に、本条例案の施行期日については、原則として令和5年4月1日から施行するものとしていますが、花とみどりの三重づくり推進会議に関する規定については令和5年10月1日から施行するものとしています。

また、条例施行後おおむね4年ごとの検討についても規定しています。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議提議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

特別委員会の廃止

○議長（前野和美） 日程第6、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

議提議案審議

○議長（前野和美） 日程第7、議提議案第3号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議提議案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第8、議案第73号から議案第75号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第73号から第75号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、教育長、監査委員、収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第73号から議案第75号までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

閉会中の継続調査

○議長（前野和美） 日程第9、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 デジタル社会の形成について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予 算 決 算 常 任 委 員 会

1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

長期在職議員の特別表彰

○議長（前野和美） 日程第10、長期在職議員特別表彰の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会議員として40年の長きにわたり、常に県政に尽力されてきた中川正美議員及び西場信行議員に対し、議会の決議をもって、その功労を表彰いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、中川正美議員及び西場信行議員を本県議会の決議をもって表彰することに決定いたしました。

なお、表彰文につきましては議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、表彰文につきましては議長一任と決定いたしました。

表 彰 状 の 贈 呈

○議長（前野和美） それでは、ただいまから表彰状の贈呈を行います。

〔48番 中川正美議員登壇、前野和美議長より下記表彰状の贈呈を受けた一拍手起こる〕

表 彰 状

三重県議会議員 中川正美様

あなたは本県議会議員としてその職にあること40年に及び常に県政のために力を尽くされました

よって県議会はあなたの永年の功労に対し長期在職議員として特に決議をもって表彰します

令和5年3月17日

三 重 県 議 会

○議長（前野和美） 以上で表彰状の贈呈を終わります。

○議長（前野和美） 西場信行議員より発言を求められておりますので、これを許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 皆さん、こんにちは。

ただいま県議会議員皆様の総意によりまして、本議会の決議をもって長期在職議員特別表彰を前野議長よりいただきました。身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。

中川議員と私は、ちょうど40年を迎えさせてもらいます。この40年を振り返ってみまして、印象深いことをせっかくの機会ですので申し上げさせていただきます。初当選1期目の折、昭和60年に芦浜原発の立地調査推進決議がこの議場で行われました。傍聴席がいっぱいになって、やじと怒号で審議が中断したり、もう騒然とする中、議長が再三注意を払ったが聞いてもらえず、議長が傍聴席まで足を運んでいろいろ説得しましたが、駄目でした。最終的に傍聴人の退場を命じる議場騒然の中で、起立多数でその決議が行われたところでございます。

その後、様々な動きがありますが、平成8年5月には81万人の県民署名が

出てくる。そして、そういうものを受けの中で、この議会が、地域の混乱と国の推進の間に立っていかすべし、一生懸命我々も考えました。そして、3年間の冷却期間を設けるという請願を全会一致で採択させてもらったところでございます。その後、求められた3年後、県知事が白紙撤回の表明をしたという、このことが地方議会に携わる者にとって非常に大変重い出来事であったわけでございます。

その年に地方分権一括法が出来上がりまして、地方の権限が大きく拡大したところでございますが、その中で、機関委任事務廃止に伴いまして、我々の条例制定権も非常に大きく拡大したわけでありますので、平成18年でしたか、三重県議会基本条例に定めているように、監視機能のみならず政策立案を強化しようと、こういうものを平成11年度から、我々は代表者会議を中心にして、一生懸命取組をしてまいったところでございます。

今日は、先ほど皆さん方の議決をいただいて、花とみどりの三重づくり条例が成立いたしました。感慨深く、大変ありがたく思っております。

議提条例の第1号は、平成6年に試みにやってみようじゃないかということで、ポイ捨てを禁止する清潔で美しい三重をつくる条例をつくったのが最初でございますが、本格的な政策条例は、平成11年、この地方分権の年の生活創造圏ビジョン推進条例でありました。以来、その後、三重県リサイクル製品利用推進条例が続き、子どもを虐待から守る条例が続き、そして一昨年は、三重の木づかい条例、そして、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例があつて、そして今日、この花とみどりの三重づくり条例がちょうど20本目の大きな節目の政策条例だそうです。

私は、先輩にこういう話を聞かせてもらったことがあります。我々地方議員が求めるこの地方自治の姿というのは、県民や住民の声を聞いて、そして、その声で政策をつくることである。そして、その政策、施策を執行部に実行せしめる、こういうものをこれから地方議会、自治の姿として目指していきたいと、こう言われたことを心に留めて今日までやってきました。

まだなかなか至りませんが、中川議員と共にこれからも、微力ではござい

ますが、県政の進展のために、一生懸命努力していきたいと思えます。本日は本当にありがとうございました。

県民の皆さん、そして執行部の皆さん、そして県議会議員の皆様方の御健康と御活躍と、それから、さらなる三重県政の進展をお祈りいたしまして、表彰の受彰の感謝の御礼の言葉にさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(前野和美) 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長(前野和美) これをもって、令和5年第1回三重県議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

□閉会に当たり、前野和美議長、一見勝之知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長(前野和美) 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る1月18日に開会いたしました令和5年第1回定例会は、59日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

議員の皆様におかれましては、令和5年当初予算をはじめとする諸議案について、終始熱心に御審議をいただきますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

当局におかれましては、議員各位から述べられた意見、要望等を十分尊重され、今後の県政運営に格段の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

議員任期を締めくくる今定例会の閉会に当たり、4年間を振り返りますと、まさに新型コロナウイルス感染症という緊急事態に対峙した4年間だったと感じています。緊急事態宣言等への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接

種など、求められる対応が変わっていく中で、定例会議での補正予算の審議はもちろんのこと、令和2年から4年までの間、緊急会議を10回開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう議論してまいりました。

議会運営においても、委員会にオンラインを活用して出席できるよう条例を改正するとともに、模擬委員会の開催、マニュアルの作成などに取り組んできました。

5月には、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類となりますが、これまでの取組により、緊急事態への備えを進めることができたと考えております。

また、令和3年9月には、知事が交代され、一見県政が誕生したことから、約1年にわたり、県政運営の指針となる強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランについて議論を重ねたことは記憶に新しいところでございます。このビジョン・プランの下に行われる県政運営に対し、県民の視点に立った監視・評価を行うとともに、この4年間で3本の政策に係る議員提出条例を制定したように、改選後も積極的な政策立案や政策提言を行い、未来に希望の持てる三重県の実現に向けた取組が必要だと考えています。

今期を最後に勇退される議員の皆様には、これまでの御活躍、御功績に対して深く敬意を表しますとともに、今後とも本県のさらなる発展のため、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

なお、坂三議会事務局長、畑中次長におかれましても、この3月末日をもって退職されることとなりました。お二人には豊富な行政経験をもって、コロナ禍で様々な臨機な対応が求められた議会運営を支えていただきました。議員を代表して御礼を申し上げます。ありがとうございました。御苦勞さまでございました。

私自身も、市議会議員時代を合わせて36年間の議員活動を終えることとなりました。最後の1年は県議会議長という重責を担わせていただくなど、充実した議員人生だったと思います。これまでの議員各位をはじめとする皆様の御厚情、御支援に対し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

した。

最後になりますが、次期選挙に立候補される皆様方におかれましては、当選の榮譽を勝ち取られ、再度この議場で県政発展のために御活躍されますことを祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○知事（一見勝之） 閉会に当たりまして、私からも御挨拶申し上げます。

今定例会でも、議員の皆様方には御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会で議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましては、先ほど議長のお話もございましたが、執行部としてこれを十分尊重させていただくとともに、今後の県政の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今期限りで県議会を勇退される前野和美議長、中村進一議員、館直人議員、津村衛議員、濱井初男議員におかれましては、県政の推進に御尽力を賜り、三重県の発展に大きく寄与されましたことに対し、心から御礼を申し上げます。今後は、一県民、いえ、前議員として、我々執行部を叱咤激励いただくことをお願い申し上げます。

皆様の一層の御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

以上、閉会の挨拶とさせていただきます。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 前 野 和 美

副 議 長 藤 田 宜 三

署名議員 中 瀬 信 之

署名議員 野 村 保 夫

署名議員 奥 野 英 介